

協議第 6 2 号 (継続)

その他協議が必要な事務事業の取扱いについて

その他協議が必要な事務事業の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 9 月 2 0 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い その他協議が必要な事務事業の取扱い
<p>旧慣使用权等に基づく公有林野の取扱いは、現行のとおり新町へ引き継ぎ、森林のもつ公益性、林野統一の経緯、各地域の実情等を考慮して、合併後速やかに調整する。</p> <p>なお、調整期間における取扱いは、公平性をもとに合併時に定める。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議